

Ⅲ 上尾市の都市計画の経緯

1. 都市計画の始動期

上尾の都市計画は、昭和 28 年に旧上尾町（現在の上尾地区）が都市計画区域に指定されたことから始まります。昭和 30 年に上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の 3 町 3 村が合併して「上尾町」が誕生したことを契機に、翌年には「上尾町」の全域が都市計画区域に指定されました。なお、昭和 33 年の市制施行により、「上尾町」は「上尾市」となりました。

この都市計画区域の決定を受けて、昭和 30 年と昭和 37 年には都市計画道路の決定及び変更が行われ、現在の道路交通網の骨格が決まりました。昭和 41 年には 4 種類の用途地域が決定され、現在の土地利用が方向づけられました。その後、防火地域・準防火地域や、公園、供給処理施設など都市基盤の整備を進めるために、都市計画の決定や変更が行われました。

2. 都市計画法の成立と人口急増への対応

高度経済成長に伴う急激な都市化に対処するため、現在の都市計画法が昭和 43 年に制定され、翌年には伊奈村（現在の伊奈町）が、上尾都市計画区域に編入されました。昭和 45 年には市街化区域と市街化調整区域が区分され（通称「線引き」といいます）、さらに昭和 48 年には、市街化区域に 8 種類の用途地域が指定されました。昭和 40 年代には多くの公団住宅が進出しました。

また、人口急増の受け皿としての良好な宅地供給を目的として、積極的に土地区画整理事業を展開しました。中心市街地である上尾駅周辺地域では、上尾駅東口第一種市街地再開発事業（昭和 58 年完成）を始め、密集住宅地の環境改善を目的として、昭和 62 年から「中山道沿道仲町愛宕地区住環境整備モデル事業」を実施しました。

3. 地方分権時代の市民主体のまちづくりへ

平成 4 年の都市計画法の改正により、市町村における都市計画マスタープラン制度が創設されたことを契機に、上尾市では平成 12 年に、多くの市民による議論を経て「上尾市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりの総合的な指針としています。

これを受けて平成 16 年には、「上尾市街づくり推進条例」が制定され、市民による主体的な街づくりを推進するための制度を整えました。この条例に基づき、令和 7 年 3 月現在、市内 9 地区で街づくり協議会が設立され、街づくりに関する検討が行われています。

街づくり協議会活動地区一覧

No.	地区名	設立	解散	No.	地区名	設立	解散
1	五番町地区	H19	H21	6	弁財地区	H27	R5
2	フワフイル西上尾地区	H21	H24	7	上尾富士見団地	H28	活動中
3	上平第二地区	H22	H30	8	地頭方地区	H29	R4
4	柏座地区	H23	H26	9	上尾道路沿道堤崎西部地区	R4	活動中
5	上尾道路沿道中新井・堤崎地区	H26	R3				